

千葉県告示第831号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成30年11月1日

千葉市長 熊谷俊人

施 術 者		施 術 所		指定年月日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
杉田 尚矢	(省略)	京葉整骨院	千葉市中央区院内1-1-1	平成30年7月1日
迫田 さかえ	(省略)	訪問マッサージ KEiROW 若葉北ステーション	千葉市稲毛区六方町120-7	平成30年8月1日
清水 卓也	(省略)	稲毛海岸整骨院	千葉市美浜区高洲3-14-9 高洲グリーンビル1F	平成30年8月1日
加藤 法明	(省略)	森の治療室	千葉市緑区あすみが丘東5-16-6	平成30年8月1日
加藤 法明	(省略)	森の治療室	千葉市緑区あすみが丘東5-16-6	平成30年8月1日
大森 広子	(省略)	もみの樹治療院 はりきゅうマッサージ	千葉市若葉区桜木3丁目7番35号	平成30年10月1日